

平成31年4月4日

行政書士 各位

神奈川運輸支局
登録部門

元号が改められるに伴う自動車登録の取扱いについて

平素国土交通行政にご理解ご協力頂き誠にありがとうございます。
今般上局より、以下のとおり取扱等の連絡がありましたので、ご承知おき下さいますようお願いいたします。

1 5月1日以降に交付する自動車検査証の取扱い

全て新元号「令和」で印刷される。

2 申請書の取扱い

(1) OCRシートについて

(イ) 元号が入力事項となっている様式(2号様式等)については、5月1日以降は、年月日欄の冒頭に1を記入すれば、「昭和」2を記入すれば、「平成」無記入の場合は、「令和」が入力されることとなる。

(ロ) 元号が入力事項となっていない様式(1号様式等)については、「平成」を「令和」に訂正して用いた場合であって、訂正印の捺印がない場合であっても、受理します。

また、「平成」を訂正しないで用いた場合であっても、特段の訂正をせずに用いても差し支えありません。

(2) 添付書類の取扱い

委任状等については、「平成」を「令和」に訂正して用いた場合であって、訂正印の捺印がない場合であっても、受理します。

また、「平成」を訂正しないで用いた場合であっても、特段の訂正をせずに用いても差し支えありません。